

令和7年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和8年3月

豊島区監査委員

豊島区監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、
令和7年度財政援助団体等監査の結果を別添のとおり公表する。

令和8年3月23日

豊島区監査委員	小	沼	博	靖
同	中	川	貞	枝
同	鈴	木	利	治
同	細	川	正	博

目 次

	ページ
第1 監査の概要	1
1. 監査の目的及び対象	1
2. 監査の対象範囲	1
3. 監査の観点	2
4. 監査の実施期間	3
5. 監査の方法	4
6. 監査結果の基準	4
第2 監査の結果	5
1. 一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター について.....	5
2. 社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会 について.....	6
3. 豊島区スポーツパートナーズ について.....	8
4. 日比谷アメニス・NTT アーバンバリューサポート共同事業体 について	9
5. 総括意見	13
第3 監査結果に対する改善等措置の報告	14
資料編（団体別概要）	15
I 一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター.....	15
II 社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会.....	20
III 豊島区スポーツパートナーズ	25
IV 日比谷アメニス・NTT アーバンバリューサポート共同事業体	28

第1 監査の概要

1. 監査の目的及び対象

本監査は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、豊島区（以下、「区」という。）が財政援助等を行っている団体（出資団体、補助金等交付団体、指定管理者）に対して、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施するものである。

また、併せて、団体に対する所管課の指導・監督が適切に行われているかなどについて監査を実施した。

本年度監査を実施した団体及び所管課は次のとおりである。

[監査対象団体及び所管課等]

監査対象団体等	所管課（監査対象課）
一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター 【出資団体・補助金交付団体】	産業観光部 産業振興課
社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会 【補助金等交付団体】	福祉部 福祉総務課 高齢者福祉課
豊島区スポーツパートナーズ 構成団体：コナミスポーツ株式会社（代表団体） 大林ファシリティーズ株式会社 【指定管理者】 *対象施設：南長崎中央公園スポーツセンター	文化スポーツ部 生涯学習・スポーツ課 都市整備部 土木管理課 公園緑地課
日比谷アメニス・NTTアーバンバリューサポート 共同事業体 構成団体：株式会社日比谷アメニス（代表団体） NTTアーバンバリューサポート株式会社 【指定管理者】 *対象施設：としまみどりの防災公園	都市整備部 公園緑地課

上記のほかに、政策経営部行政経営課に対して制度全般の所管課として、外郭団体及び指定管理者制度に係る事項の監査を実施した。

2. 監査の対象範囲

区が出資した基本財産の管理状況及び主に令和6年度において区が交付した補助金の執行状況、区が指定管理者に委託している公の施設の管理状況など、出資団体、補助金等交付団体及び指定管理者への財政援助等に係る出納その他の事務の執行について監査を実施した。

3. 監査の観点

区が支出した公金が、団体を通じて、所期の目的どおり適正に執行・運用されているかなどについて、次の観点に基づき監査を実施した。

(1) 出資団体

監査対象	監査の主な観点
団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。 ○ 会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。 ○ 資金の運用は適切か、また経費節減は図られているか。 ○ 関係帳票の整備、記帳は適正に行われているか。 ○ 領収書等の証拠書類は適正に整理保存されているか。
所管部局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出資目的に公益上の必要性が認められるか。 ○ 団体の経営成績及び財政状態を十分に把握しているか。 ○ 団体に対する指導・監督は適切に行われているか。

(2) 補助金等交付団体

監査対象	監査の主な観点
団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金等は補助対象事業等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。他事業への流用等はないか。 ○ 補助金等交付申請、請求、受領手続き及び実績報告等は適時、適正に行われているか。 ○ 補助金等に係る収支の会計経理は適正に行われているか。 ○ 関係帳票の整備、記帳は適正に行われているか。 ○ 領収書等の証拠書類は適正に整理保存されているか。
所管部局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金交付に係る規定（条例・規則・要綱等）は整備されているか。 ○ 補助金等の交付目的と補助対象事業等の内容は明確か。公益上の必要性が認められるか。 ○ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。 ○ 実績報告書等により支出の実態を把握し、補助の効果を確認しているか。 ○ 団体に対する指導・監督は適切に行われているか。

(3) 指定管理者

監査対象	監査の主な観点
団 体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公の施設の管理は施設の目的や指定管理者制度の目的、趣旨を達成するものになっているか。 ○ 施設の管理運営業務は事業計画に沿って適切に実施されているか。 ○ 利用料金収入の徴収や施設管理の収支、公租公課及び成果配分の処理等に係る会計経理が適正に行われているか。 ○ 公の施設の管理に係る関係帳票の整備、記帳は適正に行われているか。領収書等の証拠書類は適正に整理保存されているか。
所管部局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者の募集方法、選定方法、協定内容、管理運営経費等の取扱い、事業報告、事業評価等運用上の措置・手続きに関して「指定管理者制度運用指針」（以下、「指針」という。）に沿った運用が行われているか。 ○ 当該管理の業務及び経理の状況その他必要な事項について、適切に把握するとともに、指定管理者に対する指導・監督を遺漏なく行っているか。また、指定管理者との課題の共有及び解決に向けた協議を随時行っているか。
制度所管課（行政経営課）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者制度の適正な運用を図るために必要な事項について、指針の更新が行われているか。 ○ 指針等の記載内容について、指定管理者及び所管部局が正しく理解し、適正に運用できるものとなっているか。（指定管理者や所管部局の間で異なった解釈が生じることのないよう具体的に記載され、区における指定管理者制度全体の運用の統一性が確保されるものとなっているか。） ○ 指定管理者制度の適正な運用を図るために必要な事項について、指針の更新が行われているか。 ○ 指針等の記載内容について、指定管理者及び所管部局が正しく理解し、適正に運用できるものとなっているか。 ○ 指定管理者制度の運用に際し、指定管理者及び各所管課の実態を把握し必要な指導・助言を行っているか。

4. 監査の実施期間

団体に対する事務監査・公認会計士検査
令和7年10月6日、7日、10日、14日
所管課に対するヒアリング
令和7年10月22日、23日、29日、30日
監査委員監査
令和7年12月1日、3日、4日、5日

5. 監査の方法

監査委員監査をより効率的かつ効果的に進めるため事務局職員による事務監査及びヒアリングを先行して10月6日から10月30日まで実施するとともに、専門的視点から監査を補完するため、公認会計士による会計関係書類の検査を10月6日から10月14日まで実施した。

事務監査、ヒアリング及び公認会計士による検査は、監査対象団体及びその所管課から提出、提示を受けた関係資料に係る計数等の内容について確認し、各団体職員等から説明を受け、質疑応答を行った。

監査委員監査は、事務監査及び公認会計士による検査結果を踏まえ、12月1日から12月5日まで実施した。監査委員監査においては、提出された監査資料に基づき各団体職員等から説明を受け、質疑応答を行うとともに、対象施設の管理状況等に係る現地視察を行った。

6. 監査結果の基準

地方自治法第199条第9項の規定による監査の結果及び地方自治法第199条第10項の規定による意見は、次の「監査結果における指摘事項等の基準」（平成29年1月16日豊島区監査委員協議会決定）に基づき述べる。

[監査結果における指摘事項等の基準]

1. 指摘事項

- ① 法令等の規定に違反する執行状況にあるもののうち、その内容が重大と認められる事項
- ② 不適正な執行状況にあり、その結果が区の事務事業に著しい支障をきたすと認められる事項または区政に対する不信を招くおそれがあると認められる事項
- ③ 過去に指摘事項または指導事項としたもののうち、必要な改善措置がなされていないと認められる事項（特別な事情があると認められるものを除く。）
- ④ その他是正、改善または再発防止に向け取り上げるべき重大な事項

2. 指導事項

- ① 法令等の規定に違反する執行状況その他不適正な執行状況にあるが、その内容または結果から指摘事項とするに至らないと認められる事項（軽微な誤謬等によるもので、他に影響が少ないと認められるものを除く。）
- ② その他是正、改善または再発防止に向け取り上げるべき事項

3. 意見・要望

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資することを目的に表明する次の事項

- ① 行政運営上の諸課題または事務事業の執行等について、経済性、効率性、有効性等の観点から改善に向けた検討が必要と認められる事項
- ② 法令、各種通知等に違反するものではないが、事務処理上、改善に向けた検討が必要と認められる事項
- ③ その他表明すべき事項

第2 監査の結果

1. 一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター について

(所管課：産業振興課)

【1】指摘事項

特に指摘する事項は認められなかった。

【2】指導事項

(1) 物品現在高調書兼物品引渡書等の未作成について

一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター（以下、「センター」という。）には、区からの無償貸付物品である書庫やファイリングキャビネット等がある。これらの物品について、センターの会計処理規程第6章に定められた備品台帳は整備されているものの、区の「無償貸付における物品取扱要領」第5条により備えることとされている保全物品整理簿が備えられていなかった。また、同要領第11条第2項により毎年度末に作成し区に報告するとされている物品現在高調書兼物品引渡書が作成されておらず、区への報告も行われていなかった。

センターは、保全物品整理簿を備えるとともに、物品現在高調書兼物品引渡書により毎年度末に区に対して報告されたい。

産業振興課においては、受けるべき報告がなされないときは提出を促すとともに、備えるべき書類が確実に作成されていることを確認されたい。また、規定の内容を適正に確認し指導が行えるよう、知識の向上を図られたい。

(2) チケットの管理及び使用期限超過チケットの廃棄に関する規定について

センターは、中小企業勤労者福祉事業のうち、自己啓発・余暇活動支援に係る事業として、レジャー施設や映画鑑賞券等の各種チケットのあっせんを行っている。あっせんするチケットのうち2つの施設では、事業者が指定する枚数・金額でセンターが買い取る必要がある。この2施設のチケットには使用期限があるが、買い取り制のため返品ができない。そのため、使用期限を超過し使えなくなったチケットを廃棄しているものの、チケットの廃棄に関する規定が定められていなかった。

また、チケットの購入時の資産計上から在庫管理、その後の廃棄に伴う会計処理も行われていなかった。

センターはチケットを廃棄する際の手続きに関する規定を整備するとともに、センターにおけるチケットの購入から販売できずに残ったチケットの廃棄まで一連の会計処理を行うことで、手続きの透明性を確保されたい。

【3】意見・要望

(1) 広域化によるメリットを活かした運営について

センターは、平成24年における豊島区と北区のセンター事業の合併に始まり、現在は荒川区、杉並区を加えた4区体制で事業を展開している。合併を契機に会員数が増えたことにより、レジャー施設等のチケット仕入れ価格を抑えたり業者との交渉を有利に進めることが可能となるなど、スケールメリットを活かし事業を充実させた。

近年は、コロナ過による状況の変化も経験したが、その際にも事業内容の見直しを続け、合併前に各区が異なるサービス水準で実施していた宿泊補助事業等の統一を実現した。

令和7年度に向けて外部専門家の指導を仰ぐなど、センターの運営の合理化に向けた検討を行うとともに、会員からの要望が多いサービスのデジタル化に向けて検討を進めている。その結果、会員の利便性の向上とともに、合併時の目標であるスケールメリットを活かした経営の実現にも寄与することが見込まれる。

センターは、事業の統一化などにより経費の見直しをおこなうことで、本来の目的である中小企業の勤労者福祉に係る事業の推進になお一層努められたい。

2. 社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会 について

(所管課：福祉総務課、高齢者福祉課)

【1】指摘事項

特に指摘する事項は認められなかった。

【2】指導事項

(1) 会計処理に関する課題について

① 回収不能となった利用料の処理手続き及び会計処理

社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会(以下、「社会福祉協議会」という。)では、リボンサービス(住民参加型の在宅福祉サービス)^{※1}事業において、平成30年度及び令和元年度に発生した利用料のうち、利用者本人の死亡による回収不能額が42,483円あった。社会福祉協議会は、貸倒損失処理手順に係る経理規程がない中で、回収不能額を令和6年度中に貸倒損失として処理したが、その際に意思決定の手続きを行わず、経理担当者が会計帳簿上の手続きのみ行っていた。

^{※1} 高齢や障がい、病気やケガ、子育てなど、様々な理由で日常生活において支援を必要とする方に、家事援助を中心としたお手伝いを地域の皆さんの参加と協力によって行う会員制の活動のこと。

社会福祉協議会の経理規程第38条第1項によれば、「この法人の債権は、その全部もしくは一部を免除し、又はその契約条件を変更することはできない。ただし、会長がこの法人に有利であると認めるとき、その他やむを得ない特別の理由があると認めたときは、この限りでない。」と規定されている。これは、回収不能となった利用料の処理手続きを定めたものではないが、貸倒損失処理を債権の免除と同等の事務と捉え、少なくとも会長の判断を仰ぐべきであった。

また、当該回収不能額は「徴収不能額」という費用項目を使用しなければならないが、誤った費用項目である「サービス利用料収入」で仕訳処理されていた。

社会福祉協議会は、回収不能となった利用料の処理手続きに関する手順等を整え、意思決定権限者による適正な決定を行うとともに正しい費用項目で仕訳を行うよう改められたい。また、会計処理を担当する職員の育成に努められたい。

② 財産目録に記載のない銀行口座

社会福祉協議会は、ゆうちょ銀行の6口座を、一時的に資金を中継するための口座として使用している。これらの銀行口座は、財産目録に記載されていなかった。

また、これらの銀行口座を使用した会計処理を行った場合も、会計帳簿への計上は必要であるが、なされていなかった。

社会福祉協議会は、一時的な資金を中継する口座を使用した場合の会計処理についても会計帳簿への計上を行うとともにゆうちょ銀行の6口座を財産目録に記載し、適正に管理するよう改められたい。

【3】意見・要望

(1) 社会福祉事業の充実について

社会福祉協議会では令和6年度中に非常勤職員の雇用が実現できず、人材派遣を活用するなど、人材確保の難しさに直面している。令和7年度からは福祉職員の雇用条件を見直すなどの対応により、無事、必要な人材の確保がなされた。

近年、人件費が高騰し、また人材が不足していることから多くの業界で優秀な人材を確保するために雇用条件の改善が必要となっている。質の良いサービスの実現に向けて、業務に精通した優秀な人材の確保が必須である。そのためには職員の賃金等雇用条件の見直しを行うとともに人材育成の充実などにより確保した人材が定着するよう方策を転換する時期に来ている。

また、社会福祉協議会の事務スペースでは棚等の耐震補強がされておらず、ICT機器の電源をたこ足配線で確保するなど課題が散見される。職場環境の改善に、得た利益からの適正な投資を行い、職員が安全かつ快適に働く

ことのできる環境を整備することで、安定的な人材確保につながることを期待できる。

社会福祉協議会は、今後も本来の目的である社会福祉の充実のために必要な人材を適正に確保するとともに、サービスの向上や職員の待遇改善及び人材育成に努められたい。

3. 豊島区スポーツパートナーズ について

(所管課：生涯学習・スポーツ課、土木管理課、公園緑地課)

【1】指摘事項

特に指摘する事項は認められなかった。

【2】指導事項

(1) 事務監査当日提示資料について

令和7年6月4日付けで財政援助団体等監査に関する事前提出資料及び当日提示資料について所管課あてに通知を行った。事務監査・公認会計士検査を実施した10月14日までに準備期間がおよそ4か月あったものの、当日、豊島区スポーツパートナーズ(以下、「スポーツパートナーズ」という。)から提示された資料は対象年度が異なるなどの不備が多く、また確認すべき書類が不足したため十分な監査及び検査の実施に困難をきたした。

提示書類の不足についてスポーツパートナーズに理由を確認したところ、指定管理者の構成企業の代表であるコナミスポーツ株式会社(以下、「コナミスポーツ」という。)の本社で会計処理を行っているため施設単独の会計帳簿は作成しておらず、また施設部分のみを抽出することもできないとのことだったが、過去に監査を実施した団体においては、コナミスポーツが代表を務めている他の指定管理者も含め、いずれの団体も対応できている。

また、「豊島区立南長崎中央公園の管理に関する基本協定書」(以下、この段において「協定書」という。)第18条によれば、管理業務に係る会計のみ使用する会計帳簿等を作成する旨が規定されており、適正な対応が求められている。

更に、今回提出を受けた「収支計画書・収支報告書」において、記載内容に誤りが見られた。

スポーツパートナーズは、今一度、協定書の内容を確認し、指定管理を行ううえで作成すべきとされている帳票等の作成を確実にを行うとともに、作成した書類の再確認等を行い、会計書類に過誤等が発生しないよう注意されたい。

所管課である生涯学習・スポーツ課においては、指定管理団体が協定書に則った事業の実施及び関係書類の作成が行われていることを確認し、提示、

提出すべき書類が確実に用意できるよう指導するとともに、提出された書類に誤りがないかなどのチェックを実施されたい。

(2) 会計帳簿における通勤費の計上もれについて

スポーツパートナーズが作成した収支報告書の人件費について、通勤費の計上もれがあった。これは、消費税の計算を行う際に消費税の課税対象外である通勤費を除き計算を行ったうえで、再計上することを忘れたためである。

スポーツパートナーズは、収支報告書を作成する際に、計上もれや誤りなどがないよう確認作業を行うなど、精度の向上に努められたい。

4. 日比谷アメニス・NTTアーバンバリューサポート共同事業体 について (所管課：公園緑地課)

【1】指摘事項

特に指摘する事項は認められなかった。

【2】指導事項

(1) 防災への意識について

① 消防訓練等の実施

としまみどりの防災公園（以下、「IKE・SUNPARK」という。）は、便益施設としてカフェが併設され、また公園を管理するための事務棟や利用者のためのトイレなどがある。これら施設には防火管理者の選任を必要とするが、カフェ以外の部分に対する防火管理者の選任がされておらず、令和6年度に豊島消防署から指摘を受けた。しかしながら、事務監査実施日の令和7年10月7日時点において防火管理者は選任されていなかった。

一定規模の建物においては、消防法第8条において防火管理者の選任が義務付けられており、また防火管理者を選任している建物では、消防計画に基づいて消火・通報・避難訓練を実施しなければならないが、特に不特定多数の人が出入りする場合は、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施することが消防法第8条及び消防法施行規則第3条第10項により義務付けられている。そのため、日比谷アメニス・NTTアーバンバリューサポート共同事業体（以下、「共同事業体」という。）は、指定管理業務を開始した令和2年5月1日には防火管理者を選任したうえで消防計画を策定すべきであった。

その後、確認したところ令和7年12月1日付けで消防署に消防計画を提出しており、実施を義務付けられている自衛消防訓練は年に2回行う予定となっていた。

共同事業体においては、今後、防火管理者が変更される際の届け出などを
もれなく行うとともに、義務とされている自衛消防訓練を確実に行われた
い。

公園緑地課においては、共同事業体が義務的業務を確実に実行している
ことを確認し、不足のある場合は指導を行われたい。

《参考》

●消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）

第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

② 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

③ 消防長又は消防署長は、第一項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。

④ 消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

●消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

第三条第10項 令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ、（十六）項イ又は（十六の二）項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第三条の二第二項の消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならない。

② 防災公園機能の充実

IKE・SUNPARK は、地域の防災拠点としての役割を担う施設であり、災害が発生した場合は区全体の防災活動を行うヘリポートや物資集積拠点として機能するほか、防災備蓄倉庫や災害用トイレ、震災対策用応急給水槽や深井戸などの防災施設が備えられている。

「令和6年度 豊島区立としまみどりの防災公園の管理運営に関する協定書」に添付された「としまみどりの防災公園業務の基準」（以下、「業務の基準」という。）「3 運営に関する業務 （3）緊急時対応に関する業務」によれば、「消防・防災に関わる計画の策定や訓練に関わる業務」や「災害時、一時避難場所として受け入れ対応を行うとともに、区が行う救援センターへの誘導、ヘリコプターによる傷病者の搬送、また、救援物資の集配作業等を協力して行う業務」が明記されている。このことから、指定管理施設従業員には災害発生時にも業務を行うことが予定されており、そのためには食料品や飲料水など従業員用の災害備蓄品を常備することが望ましい。

また、災害発生時に公園に備えられた防災関連施設を迅速に稼働させるには日頃からの備えが重要である。併せて避難者となる近隣住民や公園利用者の理解・協力も必要となる。そのため、実施を義務付けられている自衛

消防訓練だけでなく地域住民や公園利用者、隣接する事業者等にも協力を仰ぎ、公園に設置された防災機能を活用した訓練を行うことが望ましい。

共同事業体においては、災害発生時を想定した防災訓練を実施するとともに、発災時における従業員の行動マニュアルを作成し備えられたい。

公園緑地課においては、防災危機管理課と連携し、災害発生時を想定した防災訓練等を実施し、発災時の協力体制などについて意思統一を持つことができるよう対応されたい。

(2) 成果配分手続きの遅延について

共同事業体は、「豊島区立としまみどりの防災公園の管理運営に関する基本協定書」(以下、「基本協定書」という。)第19条第3項により各年度終了後50日以内に前年度の事業報告書を区に提出することになっている。また、成果配分も報告受領後、速やかに区から請求されるべきものであるが、事務監査実施日である令和7年10月7日時点において、成果配分の手続きは完了していなかった。

成果配分の請求及び支払いが遅れた理由を確認したところ、指定管理開始から令和5年度までは赤字収支が続いていたが、令和6年度に初めて黒字決算となったため、今回が初めての成果配分の手続きとなり、疑問点等を共同事業体及び公園緑地課で調整する必要が生じたため、時間を要したとのことであったが、手続きにかかる疑義等の整理は、事前に詰めておくべきであった。

共同事業体及び公園緑地課においては、今後は指定管理に係る手続き全般を速やかに進めることが可能となるよう事前に準備・調整されたい。

(3) 収支報告への計上誤りについて

施設利用料の収納に係るコード決済の手数料分が、収支報告書に計上されていなかった。

共同事業体においては、収支報告書の誤りを訂正したうえで、改めて報告書を提出されたい。また、今後は同様の計上誤りなどが発生しないよう会計事務に関する知識の向上を図られたい。

公園緑地課においては、共同事業体から提出される資料のチェックを必ず実施するとともに、誤りに対する訂正及び指導が行えるよう知識の習得を図られたい。

【3】意見・要望

(1) 業者選定時の提案内容について

IKE・SUNPARKの指定管理者は、平成29年度に公募型プロポーザル方式により選定されている。その提案内容は令和2年度に締結された基本協定書等に盛り込まれており、共同事業体はそれらに記載されている内容を履行する義務があるが、その一部について履行できていない事業があった。

事業者を選定するうえで、提案内容は履行される前提で評価・審査をしているため、提案内容が履行されなければ選定の公平性が担保できない。

共同事業体は、履行可能性を十分考慮したうえで提案を行うべきであった。

(2) 防災備蓄倉庫について

防災備蓄倉庫の管理について、業務の基準では指定管理の対象施設となっているが、基本協定書では指定管理除外範囲に入っており、整合性が取れていない。

また、共同事業体は、ファーマーズマーケットで使用する物品を防災備蓄倉庫に収納しているが、その使用に関する協定等の締結はされていなかった。ファーマーズマーケットは区との共催事業であるが、物品は共同事業体の所有物である。防災備蓄倉庫の使用自体は指定管理の所管課である公園緑地課が防災備蓄倉庫の所管課である防災危機管理課に了解を得て共同事業体に使用させているが、本来、区の施設を民間事業者を使用させる場合は、普通財産貸付の申請等が必要である。

更に防災備蓄倉庫の扉近くにこれら物品が置かれているうえに通路上にはみ出しているため、災害発生時に防災備蓄品を搬出する際の障害となる懸念がある。

公園緑地課は、指定管理業務を今一度見直し、指定管理者が行うべき業務の範囲を明確化すべきである。また、指定管理施設以外の区施設を使用させる場合には、申請を受けた後に、許可を与えるべきである。

共同事業体は、公園緑地課に対し普通財産貸付申請書及び無償貸付申請書を提出し、防災備蓄倉庫内の整理整頓を心がけ、本来の使用に帰する動線上の物品を適切な場所へ移動させるとともに、災害時の搬出マニュアル等の作成及び訓練等の実施を図られたい。

5. 総括意見

(所管課:行政経営課、各所管課)

(1) 監査資料の不足について

事務監査当日に、提示を求めた会計帳簿等の監査資料が整っていない指定管理者があった。監査に必要とされる資料が準備されないことで適正な監査が行えず、監査事務に支障を来すことになる。

指定管理者には、公金を支出しており、基本協定書で「監査を実施することや「指定管理業務にのみ使用する会計帳簿、口座を設け、会計処理を行う」ことが明記されている。指定管理者の構成団体である企業等の本社が会計業務を担当している等の事情があることは理解するが、監査資料として提出を求めた資料を揃えられるよう指定管理者は工夫をすべきであり、所管課は監査資料が確実に提出されているか確認し不備があれば指導を行うべきである。

行政経営課は、指定管理者が備えるべき資料を確実に備え、区及び監査委員等へ提示する義務があることを説明会等において改めて説明を実施することで指定管理所管課へ再周知していただきたい。

(2) 適正な人件費の計上について

行政経営白書(令和6年度版)に外郭団体の経営状況についての記載があり、各団体の人件費の縮減を大きな課題としている。

現在は少子高齢化による労働力不足と、それに対応するための賃上げや最低賃金の大幅な引き上げを主原因とする人件費の高騰が起り、人材獲得競争も激化する傾向にあるが、事業目的を達成するためには有能な人材の獲得は必須であり、そのためには人件費の縮減のみを目標とするのではなく、関連団体が適正な利益を得ることで事業を安定的に運営し、そのうえで経営を圧迫せず、かつモチベーション低下による離職を招かないバランスの取れた給与等が団体の職員に支払われるようにすべきである。

令和7年12月5日に実施した監査委員監査において上記意見を申し述べたところ、令和8年2月発行された行政経営白書(令和7年度版)において取り入れられていることを確認した。今後も外郭団体、指定管理者及び各所管課に対する適正な指導に努められることを期待する。

(3) 公文書の保存期間について

指定管理に関する公文書の保存期間を確認したところ、所管課により考え方が異なり、指定管理に係る全ての公文書を原則通りの保存期間に設定しているケースがみられた。

そのため、指定管理期間より公文書の保存期間が短い設定になっている場合があり、指定管理期間が継続しているにもかかわらず、その期間の過去の文書が確認出来なくなることが起りうることを判明した。

文書の保存期間は、「豊島区公文書管理規程」第34条第1項別表第1の基準に基づき行うものとされているが、これは基本原則を定めたものである。そのため、同条第2項では「保存期間は、行政運営の必要性だけでなく、区民からみた利用価値、重要度及び資料価値等を総合的に考慮して設定しなければならない。」、また同第3項では「行政運営の一般方針、重要な事務事業の基本方針・基本計画等は、事後の事務処理に支障のないように保存期間を定めなければならない。」と規定されている。

行政経営課は、所管課がそれぞれの事情を勘案したうえで慎重に指定管理に係る公文書の保存期間を設定するよう説明会等の機会を捉え、改めて理解を深めるべく努力されたい。

第3 監査結果に対する改善等措置の報告

監査の結果は前項のとおりであるが、指摘事項等各事項について改善等の措置を講じられた時は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員あて通知されたい。

なお、事務監査及び監査委員監査の際、各団体及び各所管課の事務処理方法等に対して口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対処されたい。

資料編（団体別概要）

※この「資料編（団体別概要）」は、令和7年8月及び9月に各団体から提出された資料に基づき作成している。
なお、本文及び表中における数値は、特にことわりがない場合、令和6年度における実績値である。

I 一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター

第1 団体の概要

1. 名称、所在地及び代表者

- (1) 名 称：一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター
(以下「勤労者サービスセンター」という。)
- (2) 主たる事務所：豊島区北大塚一丁目15番10号
- (3) 代 表 者：理事長 天貝 勝己

2. 目 的

豊島区、北区、荒川区及び杉並区（以下、総称して「4区」という。）内の中小企業等に勤務する勤労者と事業主及び区に居住し、区外の中小企業等に勤務する勤労者並びに区民を対象に、総合的な勤労者福祉事業を行い、もって中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

3. 事 業

勤労者サービスセンターは、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業
- ② 中小企業勤労者福祉に関する各種講習会等の事業
- ③ 中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業
- ④ 中小企業勤労者福祉事業
- ⑤ 東京都及び区が行う中小企業勤労者福祉推進事業への協力事業
- ⑥ その他勤労者サービスセンターの目的を達成するために必要な事業

4. 組 織（令和7年8月1日現在）

理事 23名（理事長1名、副理事長2名、常務理事1名、理事）、
（豊島区6名、北区6名、荒川区5名、杉並区6名）、
監事 2名（豊島区1名、北区1名）、
評議員 23名（豊島区9名、北区5名、荒川区4名、杉並区5名）、
職員 18名（正規職員3名、区派遣職員2名、区OB職員3名、契約常勤職員10名）

5. 監査対象区分

出資団体、補助金等交付団体

第2 出資、出損及び補助金交付の状況

豊島区は、勤労者サービスセンターに対して300万円を出損しているほか、「一般財団法人東京広域勤労者サービスセンターに対する助成に関する条例」及び「一般財団法人東京広域勤労者サービスセンターに対する助成に関する条例施行規則」に基づき、補助金を交付している。

1. 出資・出損の状況

[4区からの出損金]

	出 損 金 の 額 (令和7年3月31日現在)
合 計 額	12,000,000 円
【内訳】	
豊島区	3,000,000 円
北 区	3,000,000 円
荒川区	3,000,000 円
杉並区	3,000,000 円
【備考】	
①	平成24年4月2日、一般財団法人豊島区勤労者福祉サービスセンターと一般財団法人北区勤労者サービスセンターが合併し、一般財団法人東京城北勤労者サービスセンターが設立された。
②	平成25年4月1日、一般財団法人荒川区勤労者福祉サービスセンターが合併された。
③	平成29年12月19日、一般財団法人東京広域勤労者サービスセンターに名称が変更された。
④	平成30年4月1日、杉並区が実施するジョイフル杉並事業との広域化により4区での事業展開を開始した。

2. 補助金の交付・執行状況

令和6年度における豊島区からの補助金は、「一般財団法人東京広域勤労者サービスセンターに対する助成に関する条例」、「一般財団法人東京広域勤労者サービスセンターに対する助成に関する条例施行規則」及び「一般財団法人東京広域勤労者サービスセンターに対する助成に関する要綱」に基づき、補助金（人件費、管理運営費）を交付している。

[令和6年度 補助金]

補助経費区分	概算交付額	執行額	返還額
職員人件費	27,511,000 円	24,472,231 円	3,038,769 円
管理運営費	1,043,000 円	753,300 円	289,700 円
合 計	28,554,000 円	25,225,531 円	3,328,469 円
執行率	88.3%		

第3 決算の状況

1. 収支状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
1. 事業活動収入	243,876,846 円	1. 事業活動支出	232,847,636 円
特定資産運用収入	3,740 円	事業費支出	208,667,882 円
入会金・会費収入	61,922,100 円	人件費支出	93,455,348 円
事業収入	72,285,834 円	調査研究費支出	185,980 円
補助金収入	106,165,943 円	情報提供費支出	5,722,606 円
寄附金収入	0 円	生活安定事業費支出	12,843,000 円
雑収入	3,499,229 円	健康維持増進事業費支出	5,753,700 円
2. 投資活動収入	0 円	余暇活動事業費支出	90,699,748 円
		勤労福祉推進事業協力費支出	7,500 円
		管理費支出	24,179,754 円
		人件費支出	11,181,961 円
		管理運営費支出	12,997,793 円
		2. 投資活動支出	302,888 円
		3. 財務活動支出	1,211,100 円
		4. 予備費支出	0 円
当期収入合計 (A)	243,876,846 円	当期支出合計 (B)	234,361,624 円
		収支差額	
		(A) - (B)	9,515,222 円
		前期繰越収支差額 (C)	69,629,465 円
		次期繰越収支差額	
		(A) - (B) + (C)	79,144,687 円

2. 正味財産増減計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

科 目	金 額
I. 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	243,876,846 円
(2) 経常費用	234,296,060 円
当期経常増減額	9,580,786 円
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0 円
(2) 経常外費用	0 円
当期経常外増減額	0 円
当期一般正味財産増減額	9,580,786 円
一般正味財産期首残高	90,774,961 円
一般正味財産期末残高	100,355,747 円
II. 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0 円
指定正味財産期首残高	12,000,000 円
指定正味財産期末残高	12,000,000 円
III. 正味財産期末残高	112,355,747 円

3. 貸借対照表

(令和7年3月31日)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	87,576,354 円	流動負債	9,642,767 円
現金預金	73,454,851 円	未払金	7,685,157 円
未収金	1,050,171 円	前受金	731,120 円
棚卸資産	3,762,797 円	預り金	15,390 円
貯蔵品	56,610 円	短期リース債務	1,211,100 円
前払金	9,251,925 円		
固定資産	40,210,820 円	固定負債	5,788,660 円
特定資産	35,267,866 円	退職給付引当金	2,357,210 円
その他固定資産	4,942,954 円	長期リース債務	3,431,450 円
		負債合計	15,431,427 円
		正味財産の部	
		指定正味財産	12,000,000 円
		区の出損金	12,000,000 円
		一般正味財産	100,355,747 円
		正味財産合計	112,355,747 円
資産合計	127,787,174 円	負債及び正味財産合計	127,787,174 円

第4 事業の実績

勤労者サービスセンターにおいて、令和6年度に実施した主要な事業の実績（人件費、管理運営費）は、次のとおりである。

[主要事業の実績]

事業名	事業実績	
	執行額	内容
調査研究事業	185,980 円	各種協議会、事業協同化の検討会参加
情報提供事業	5,722,606 円	会員加入促進、会報誌・事業の利用案内の発行等
生活安定事業（給付金）	12,843,000 円	給付事由に基づく祝金、見舞金、弔慰金の支給
健康維持増進事業	5,753,700 円	健康診断等利用補助、スポーツ施設の割引利用等
余暇活動事業	90,699,748 円	遊園施設等の利用補助、法人会員券の低額利用、都内共通入浴券のあっせん等
勤労者福祉推進事業協力事業	7,500 円	キャリアアップ講習会受講料補助等
人件費、管理運営費	117,635,102 円	給料・福利厚生費等、管理に要する事務費等
合計	232,847,636 円	

Ⅱ 社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会

第1 団体の概要

1. 名称、所在地及び代表者

- (1) 名 称：社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）
- (2) 主たる事務所：豊島区東池袋一丁目 39 番 2 号
- (3) 代 表 者：理事長 山本 ナミエ（令和7年6月23日就任）

2. 資産の総額

6億6,427万4,247円（令和7年3月31日現在）

3. 目 的

区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

4. 事 業

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ ①から③のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ⑤ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ⑥ 共同募金事業への協力
- ⑦ 有償家事援助サービス事業
- ⑧ ハンディキャブ運行事業
- ⑨ 福祉サービス利用援助事業
- ⑩ 相談支援事業の経営
- ⑪ 生活福祉資金貸付事業
- ⑫ 自立相談支援事業
- ⑬ 生活支援体制整備事業
- ⑭ コミュニティソーシャルワーク事業
- ⑮ 地域包括支援センターの経営
- ⑯ その他社会福祉協議会の目的達成のため必要な事業

5. 組 織（令和7年4月1日現在）

理事 12 名、監事 2 名、評議員 26 名、事務局職員 94 名

第2 補助金交付の状況

区は、社会福祉協議会に対し、「社会福祉法人に対する資金の補助の手続に関する条例」、「社会福祉法人に対する資金の補助の手続に関する条例施行規則」、「社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会補助金交付要綱」及び「豊島区地域福祉推進事業補助要綱」に基づき、補助金（人件費、事務費及び事業費）を交付している。

[令和6年度補助金の交付・執行状況]

事業名	概算交付額	事業執行額	返還額
社会福祉事業	111,255,186円	110,016,460円	1,238,726円
福祉サービス権利擁護支援室運営事業	33,264,777円	30,696,582円	2,568,195円
地域福祉推進助成事業	7,500,000円	7,500,000円	0円
基幹型地域包括支援センターへの職員派遣に係る補助金	4,396,350円	4,338,982円	57,368円
合計	156,416,313円	152,552,024円	3,864,289円

第3 決算の状況

1. 収支状況

(1) 社会福祉事業

補助経費区分	概算交付額	事業執行額	返還額
人件費支出	104,566,010円	104,654,369円	△98,359円
事業費支出	1,705,000円	787,379円	917,621円
事務費支出	4,311,176円	3,892,192円	418,984円
助成金支出	683,000円	682,520円	480円
合計	111,255,186円	110,016,460円	1,238,726円
執行率	98.9%		

(2) 福祉サービス権利擁護支援室運営事業

補助経費区分	概算交付額	事業執行額	返還額
人件費支出	32,556,977円	30,063,129円	2,493,848円
事業費支出	513,800円	439,696円	74,104円
事務費支出	194,000円	193,757円	243円
合計	33,264,777円	30,696,582円	2,568,195円
執行率	92.3%		

(3) 地域福祉推進助成事業

補助経費区分	概算交付額	事業執行額	返還額
家事援助サービス	2,500,000円	2,500,000円	0円
食事サービス	2,500,000円	2,500,000円	0円
移送サービス	2,500,000円	2,500,000円	0円
合計	7,500,000円	7,500,000円	0円
執行率	100.0%		

(4) 基幹型地域包括支援センター職員の派遣研修に関する補助金

補助経費区分	概算交付額	事業執行額	返還額
俸給	2,602,800円	2,602,800円	0円
地域手当・住宅手当等	564,060円	564,060円	0円
時間外手当・賞与	1,229,490円	1,172,122円	57,368円
合計	4,396,350円	4,338,982円	57,368円
執行率	98.7%		

第4 事業の実績

令和6年度における主な補助対象事業実績は、次のとおりである。

1. 社会福祉事業

(1) 在宅福祉サービス（リボンサービス）

① 会員数

利用会員（人数）	307人
協力会員（人数）	148人

② サービス提供実績

提供延時間	5,961.5時間
提供件数	5,166件
利用料	4,514,305円
活動協力費	4,456,792円

(2) ハンディキャブ運行事業

① 会員数

利用会員（人数）	90人
協力会員（人数）	12人

② サービス提供実績

運行車両	4台
運行件数	1,199件

(3) 困りごと援助サービス事業

サービス利用延人数	118人
サービス利用延時間数	84時間
協力員登録者数	70人

※ 会員登録不要 (30分 500円で利用可)

(4) 給食ボランティアグループ助成事業

助成額	682,520円
団体数(協力者数)	1団体(10人)
対象人数	23人
食数	720食

2. 福祉サービス権利擁護支援室運営事業

(1) 相談・苦情対応事業

一般相談件数	5,103件
専門相談件数	25件
福祉サービス権利擁護事業推進委員会開催	3回

(2) 福祉サービス利用援助事業

新規契約件数	12件
契約終了件数	10件
年間契約件数	71件

(3) 法人後見・社会貢献型後見人活用事業

法人後見の受任延件数	9件
後見監督の受任延件数	5件
社会貢献型後見人の受任延件数	5件

(4) その他

後見活動メンバー登録者数	14人
連絡会・研修会実施回数	5回
成年後見等開始審判申立費用助成件数	11件

3. 地域福祉推進助成事業

民間の福祉施設や団体が地域に根ざして行う先駆的、開拓的、実験的事業の振興と安定した事業運営を支援するため、費用の一部が助成された。

対象事業	対象団体数	助成金額
家事援助サービス	1 団体	2,500 千円
食事サービス	1 団体	2,500 千円
移送サービス	1 団体	2,500 千円
合 計	3 団体	7,500 千円

Ⅲ 豊島区スポーツパートナーズ

第1 団体の概要

1. 名称、所在地、代表者及び資本金

- (1) 名称：豊島区スポーツパートナーズ
- (2) 代表団体及び構成団体の名称、所在地及び代表者
- ① 代表団体：コナミスポーツ株式会社
 所在地：東京都品川区東品川四丁目10番1号
 代表者：代表取締役社長 室田 健志
 資本金：1億円
- ② 構成団体：大林ファシリティーズ株式会社
 所在地：東京都千代田区神田錦町一丁目6番地
 代表者：代表取締役社長 石井 健治
 資本金：5,000万円

2. 監査対象区分

指定管理者

第2 指定管理の概要及び指定期間

1. 監査対象施設

- (1) 名称：南長崎中央公園スポーツセンター
- (2) 所在地：豊島区南長崎四丁目13番5号
- (3) 指定期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日

2. 指定管理料等（令和6年度執行額）

指定管理料		159,051,935円
内 訳	スポーツ施設管理運営経費 (学習・スポーツ費)	90,694,160円
	〃 (新紙幣対応経費) (学習・スポーツ費)	1,171,500円
	自転車駐車場管理運営事業経費 (土木管理費)	10,794,275円
	公園・児童遊園等維持管理経費 (公園緑地費)	56,392,000円
スポーツ振興施策推進事業費 (学習・スポーツ費)		2,828,996円
修繕費		4,955,500円
内 訳	スポーツセンター分 (学習・スポーツ費)	3,657,500円
	公園分 (公園緑地費)	1,298,000円
学校水泳指導補助業務 (学校施設費)		5,748,780円
区内在住児童の使用料免除に伴う券売機等改修経費 (学習・スポーツ費)		183,700円
区内在住児童の使用料免除に伴う損失補填 (学習・スポーツ費)		570,400円
暑さ指数基準に基づく利用中止に係る損失補填 (学習・スポーツ費)		15,000円

3. 指定管理業務の範囲

- (1) 施設の利用に関する業務
 - ア 利用申請の受付、承認、不承認及び利用の取消しに関する業務
 - イ 公園条例、体育施設条例及び自転車条例に定める施設、設備及び備品の利用料金の収納、減免、不許可及び占用の取消しに関する業務
 - ウ 占用許可申請の受付、許可、不許可及び占用の取消しに関する業務
- (2) 事業に関する業務
- (3) 施設の維持管理に関する業務
- (4) 太陽光発電設備維持管理業務
- (5) 救援センターに関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区が必要と認める業務

第3 決算の状況

収支状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理料収入	159,051,935 円	人件費	77,523,156 円
利用料金収入 (自主事業に係る施設利用料を含む)	74,055,560 円	施設運営費	140,665,624 円
自主事業収入	98,427,923 円	事業費 (内スポーツ振興施策推進事業経費)	62,571,498 円
スポーツ振興施策推進事業	2,828,996 円	その他(公租公課等)	2,828,996 円
施設利用料の補てん	754,100 円	一般管理費	18,228,794 円
学校水泳指導補助業務費	5,748,780 円		21,334,746 円
その他	130,090 円		
収入合計	340,997,384 円	支出合計	320,323,818 円
		収支差額	20,673,566 円
		合計(支出合計+収支差額)	340,997,384 円

第4 事業の実績

1. 開館日数

施 設	開園・開館日数	休園・休館日
南長崎中央公園	365 日	公園部は休園なし
	359 日	多目的広場 12/29～1/3
南長崎スポーツセンター	348 日	12/29～1/3 及び毎月最終月曜日
南長崎自転車駐車場	362 日	1/1～1/3

2. 開園・開館時間

- 南長崎中央公園：ア) 公園 5:00～21:00
イ) 多目的広場 9:00～20:30
ウ) 通り抜け園路 終日
- 南長崎スポーツセンター：9:00～21:30
- 南長崎自転車駐車場：5:00～翌日1:15

3. 施設の利用状況

令和6年度における施設の利用状況は、次のとおりである。

区 分		利用件数	利用人数
競 技 場	団体貸切	514件	24,435人
	個人利用		6,442人
	自主事業	279件	7,159人
	計	793件	38,036人
トレーニングルーム	団体貸切		
	個人利用		55,673人
	自主事業		
	計		55,673人
ス タ ジ オ	団体貸切	34件	420人
	個人利用		0人
	自主事業	2,337件	55,817人
	計	2,371件	56,237人
プ ー ル	団体貸切	135件	2,924人
	個人利用		80,912人
	自主事業	2,208件	43,078人
	計	2,343件	126,914人
多 目 的 広 場	団体貸切	523件	56,366人
	個人利用		0人
	自主事業	257件	5,479人
	計	780件	61,845人
会 議 室	団体貸切	158件	6,224人
	個人利用		0人
	自主事業	4件	13人
	計	162件	6,237人
合 計	団体貸切	1,364件	90,369人
	個人利用		143,027人
	自主事業	5,085件	111,546人
	計	6,449件	344,942人

IV 日比谷アメニス・NTTアーバンバリューサポート共同事業体

第1 団体の概要

1. 名称、所在地、代表者及び資本金

(1) 名称：日比谷アメニス・NTTアーバンバリューサポート共同事業体

(2) 代表団体及び構成団体の名称、所在地及び代表者

③ 代表団体：株式会社日比谷アメニス

所在地：東京都港区三田四丁目7番27号

代表者：代表取締役 伊藤 幸男

資本金：3億円

④ 構成団体：NTTアーバンバリューサポート株式会社

所在地：東京都港区芝浦三丁目4番1号

代表者：代表取締役社長 北村 美樹浩

資本金：3億円

2. 監査対象区分

指定管理者

第2 指定管理の概要

1. 監査対象施設及び指定期間

(1) 名称：としまみどりの防災公園

(2) 所在地：豊島区東池袋四丁目42番

(3) 指定期間：令和2年5月1日～令和12年3月31日

2. 指定管理料等

指定管理料	104,433,027円
区民提案事業	4,320,000円
芝生広場床土修繕	6,875,000円

3. 指定管理業務の範囲

(1) 運営に関する業務

ア 物件を設けない占用の許可に関する業務

イ 緊急時対応に関する業務

ウ 多様なニーズに応える賑わいイベント業務

エ 区の主催又は共催する事業への協力

オ 公園の適正利用に関する業務

(2) 維持管理に関する業務

(3) 自主事業に関する業務

(4) その他の業務

第3 決算の状況

収支状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
指定管理料	104,433,027 円	人件費	27,167,170 円
区民提案事業	4,320,000 円	施設運営費	63,927,686 円
床土修繕	6,875,000 円	事業費	6,592,882 円
利用料金収入	2,168,777 円	保険料・公租公課	4,297,693 円
		一般管理費	14,081,860 円
収入合計	117,796,804 円	支出合計	116,067,291 円
		収支差額	1,729,513 円

第4 事業の実績

1. 開園日数

365 日（管理事務所は 12/29～1/3 を除く 359 日）

2. 開園時間

午前 5 時 00 分～午後 10 時 00 分

3. 占用許可による利用実績

申請区分	利用料	利用時間(件数)	利用料収入
イベントによる利用	免除	32 日	
	有料	0 日	0 円
撮影による利用	免除	6.25 時間	
	有料	26.33 時間	291,032 円
自主事業による利用	免除	3 件	
	有料	24 件	1,877,745 円